

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件  
福島県企業局
- 福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程  
福島県企業局

## 告 示

### 福島県告示第八十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年二月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 土地区画整理組合の名称 会津若松市五月町土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 会津若松市橋本二丁目二番三十四号
- 三 設立認可の年月日 平成四年九月八日
- 四 変更認可の年月日 平成二十六年二月七日
- 五 変更の内容 資金計画

### 事業施行期間

変更前 平成四年九月八日から平成二十六年三月三十一日まで  
 変更後 平成四年九月八日から平成二十七年三月三十一日まで  
 （まちづくり推進課）

## 福島県企業局

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

平成26年 2月18日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県企業局管理規程第1号

#### 福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（平成24年福島県企業局管理規程第2号）は、廃止する。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経営企画課）